

《履修上の留意事項》面接授業と遠隔授業の併用実施

《担当者名》池森 康裕

【概 要】

利用者の尊厳と自立（律）した生活を支える観点から、必要な知識と技術を学ぶ。特に生活関連動作のもととなる「移動・移乗」の知識と技術を学ぶ。

【学習目標】

- ・利用者が自立した生活がおくれるよう、生活の概念や生活支援の方法を理解する。
- ・安全・安楽に移動するために、身体状況に応じた介護技術を習得する。

【学習内容】

回	テーマ	授業内容および学習課題	担当者
1	オリエンテーション	この科目で学ぶこと - 科目の位置づけについて理解する。	池森
2	生活を理解する視点	生活とは何か、生活の場の特徴について理解する。	池森
3	生活を理解する視点	生活の構成要素、生活経営の考え方ができる。	池森
4	生活支援の基本的考え方	生活支援の考え方について理解することができる。	池森
5	生活支援の基本的考え方	ICFの視点と生活支援について理解する。	池森
6	生活支援とリハビリテーション	生活の再構築・活性化について理解する。	池森
7	生活支援とリハビリテーション	疾患別にみた生活の再構築・活性化について理解する。（脳梗塞、脊髄損傷、筋委縮性側索硬化症）	池森
8	生活支援とリハビリテーション	疾患別にみた生活の再構築・活性化について理解する。（関節リウマチ、廃用症候群）	池森
9	生活支援と介護予防	介護予防について概説できる。	池森
10	生活支援と介護予防	身体機能の向上（介護予防体操）について理解する。	池森
11	生活支援と介護予防	レクリエーションの視点と介護予防について理解する。	池森
12	生活支援と福祉用具	福祉用具とは何か理解し、種類と機能について理解する。	池森
13	生活支援と福祉用具	福祉用具の安全な使用方法について理解する。	池森
14	移動の意義と目的	自立生活を支える移動・移乗の介護について理解する。	池森
15	自立に向けた移動・移乗における介護技術	移動・移乗介護の基本的理解について理解する。（ボディメカニクス、ベッドメイキング）	池森
16	自立に向けた移動・移乗における介護技術	体位変換におけるアセスメントの視点と介助の実際について理解する。（ベッド上での移動を理解する）	池森
17	自立に向けた移動・移乗における介護技術	体位変換におけるアセスメントの視点と介助の実際について理解する。（仰臥位から側臥位への移動を理解する）	池森
18	自立に向けた移動・移乗における介護技術	体位変換におけるアセスメントの視点と介助の実際について理解する。（起き上がりから端座位への移動を理解する）	池森
19	自立に向けた移動・移乗における介護技術	体位変換におけるアセスメントの視点と介助の実際について理解する。（端座位から立ち上がりの移動を理解する）	池森
20	安楽な体位の保持	褥瘡の予防について理解する。	池森
21	車いすの介助	車いすの基本構造と、介助におけるアセスメントを理解する。	池森

回	テーマ	授業内容および学習課題	担当者
22	車いすの介助	ベッドから車いす介助（トランスファー介助）を理解する。	池森
23	自立に向けた歩行介助	歩行介助のポイントと、介助の実際を理解する。	池森
24	自立に向けた歩行介助	杖歩行のポイントと、介助の実際を理解する。	池森
25	自立に向けた歩行介助	視覚障害者のガイドヘルプを理解する。	池森
26	事例演習	2人の事例を基に介護計画を理解する。	池森
27	事例演習	事例Aの移動の介護を理解する。	池森
28	事例演習	事例Bの移動の介護を理解する。	池森
29	事例演習	他職種の役割と協働についてを理解する。	池森
30	全体のまとめ	この科目で学んだことの振り返りを理解する。 授業全体を通じた質疑応答	池森

【評価方法】

筆記試験50%、実技試験50%

【備考】

教科書：介護福祉士養成講座編集委員編集：最新・介護福祉士養成講座6『生活支援技術』中央法規 2019

参考書：介護福祉士養成講座編集委員会編集：最新・介護福祉士養成講座14『こころとからだのしくみ』中央法規 2019

その他：この科目は、介護福祉士国家試験受験資格取得のための「生活支援技術」に該当する。

【学習の準備】

- ・演習では動きやすい服装と上靴を準備すること。スカートや外靴では演習を受けられないので注意すること。
- ・講義・演習で渡した資料はファイルに保管して、毎回持参すること。
- ・演習を行う上では、次回の内容を事前にシラバスで確認し教科書を一読しておくこと。（60分）

【ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)との関連】

DP2.1.3.4

【留意事項】

演習時は、学生同士のグループで進めていくので、遅刻・欠席は他の学生へ影響を及ぼしかねない。

- ・遅刻、早退、欠席は極力避けること。
- ・15分以上の遅刻・早退は欠席扱いとする。
- ・遅刻・早退3回で1回の欠席としてカウントするので注意すること。

【実務経験】

介護福祉士

【実務経験を活かした教育内容】

臨床および地域での介護分野の専門職として、実務経験を通じて得た知識・技術・態度等を活用し、実践的な教育を行う。